

平成29年度 保健福祉部長の目標宣言 達成状況報告

保健福祉部長 小林 幹夫

| NO. | 取組名 (担当課名) | 取組内容 | 達成目標 | 取組結果 今後の取組の方向性 | 目標達成状況 |
|-----|---------------------------|--|---|---|--|
| 1 | 成年後見・権利擁護事業の推進 (福祉総務課) | ・成年後見・権利擁護推進センターを中心に、成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援などの各事業に取り組めます。 | ・権利擁護に関する相談件数 50件 ・今後の市民後見人育成に向けた検討 | ・成年後見・権利擁護推進センターでの成年後見制度等に関する相談支援を実施するとともに、啓発・出前講座、広報活動などを通し、その普及啓発に努めました。また、市民後見人の活動を支援しました。 ・市民後見人の育成については、総合計画後期基本計画期間内に10人の「市民後見人バンク登録者」を目標とし、計画期間内での育成を計画的に実施します。 [今後の取組の方向性] ・高齢者等の権利擁護を推進するため、成年後見・権利擁護推進センターを中心に、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成・活動支援など各事業を進めます。 | ・権利擁護に関する相談件数 689件 (H30.2.28 現在) ・今後の市民後見人育成に向けた検討を行いました。 |
| 2 | 障害者の日常生活支援の推進 (障害福祉課) | ・障害者へのライフステージに応じた切れ目のない支援を目指し、相談支援体制の充実、職場定着支援や生活支援等も含めた障害者雇用の促進を図ります。 | ・障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会での相談員スキルアップ研修等の実施 ・就労継続等支援サービス利用者 296人 | ・障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会で、事例検討会、ゲートキーパー養成研修などを行い、相談員の資質の向上を図りました。また、就労支援部会では、ハローワークと連携して障害者雇用促進セミナーを実施するなど、障がい者雇用に関する理解を促進しました。 [今後の取組の方向性] ・障がい者の日常生活を支援するため、引き続き、相談支援部会で、相談支援従事者等の資質の向上を図ります。また、就労支援部会で、関係機関と連携して障がい者雇用に関する理解を促進するとともに、就労継続等支援サービスの利用を促進します。 | ・障がい者と暮らしを考える協議会相談支援部会を10回開催しました。 ・就労継続等支援サービス利用者 311人 |
| 3 | 地域包括ケアシステムの構築 (介護高齢課) | ・地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化に取り組めます。 | ・在宅医療と介護連携推進会議の開催 ・認知症初期集中支援チームの設置 ・生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置 | ・地域包括ケアシステムの構築に向け、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各事業を計画的に推進しました。 ・在宅医療と介護連携の推進では、医療と介護等の関係機関で構成する連携推進会議、部会を開催し、連携シートの作成や関係者への情報提供・共有などについて検討し、その方向性等を決定しました。 ・認知症施策の推進では、認知症サポート医師等で構成する認知症初期集中支援チームを設置し運用を開始しました。 ・生活支援サービスの充実・強化では、生活支援コーディネーターを配置するとともに、福祉関係者等で構成する市域全体をみる第1層の協議体を設置し、委員に生活支援コーディネ | ・在宅医療と介護連携推進会議を開催しました。 ・認知症初期集中支援チームを設置しました。 ・生活支援コーディネーターを配置及び協議体を設置しました。 |

| | | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------|--|----------------------------|
| | | | | <p>ネーター研修を受講していただき、その役割や業務について理解を促進しました。</p> <p>[今後の取組の方向性]</p> <p>・平成30年度から平成32年度までの第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築・推進に向け、引き続き、関係機関等と連携し、各事業を計画的に進めます。</p> | |
| 4 | <p>就労による自立支援の推進 (生活福祉課)</p> | <p>・被保護者の自立に向け、就労支援員による助言や指導、相談を行うとともに、関係機関との連携、自立給付金を活用して、被保護者の就労による自立を支援します。</p> | <p>・就労による自立世帯 18世帯</p> | <p>被保護者の就労による自立に向け、就労支援員を中心にケースワーカーと連携するとともに、ハローワークとも連携し、被保護者の状況に合わせた就労支援を行いました。</p> <p>[今後の取組の方向性]</p> <p>・被保護者の就労による自立を促進することは、生活保護制度の適正化にもつながることから、引き続き、就労支援員を中心に、ケースワーカー、ハローワークとも連携し、被保護者の状況にあったきめ細やかな対応を図り、就労による自立を促進します。</p> | <p>・就労による自立世帯 23世帯</p> |